

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体には、急激な少子化と高齢社会の到来を受け、子育て、医療、介護など社会保障制度全般の整備が求められている。それと同時に、今後の人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など極めて多岐にわたる役割も求められている。さらに、今年初めの能登半島地震に見られるような自然災害の甚大化、頻発化を踏まえた社会インフラの耐震化や地域医療体制の充実が求められている。

そこで、令和7年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政の確立を国に求めるものである。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の増大する行政需要を的確に把握し、住民生活を支える行政体制の構築・サービス提供に必要な一般財源を確保すること。
- 2 子育て、医療、介護や虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 今年度から可能となった会計年度任用職員への勤勉手当の支給を含め、雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 5 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和6年6月25日

(議決年月日) 令和6年6月25日

(議決結果) 可決 (全会一致)
(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣